居宅介護・重度訪問介護及び同行援護の運営規程 わかばケアセンター立石運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社わかばケアセンターが開設する指定居宅介護事業所わかばケアセンター立石(以下「事業所」という。)が行う居宅介護、重度訪問介護及び同行援護事業(以下「居宅介護等事業」という。)の 適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者(厚生労働 大臣が定める者)(以下「居宅介護員等」という。)が、障害者(児)に対し、適正な指定居宅介護等を 提供することを目的とする

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の居宅介護員等は、障害者(児)の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出等の援助を行う
- 2事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、 総合的なサービスの提供に努めるものとする

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする
 - 1 名 称 わかばケアセンター立石
 - 2 **所在地 東京都**葛飾区立石 3-31-8

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする

1 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理、サービス提供責任者及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護、重度訪問介護及び同行援護の提供にあたるものとする

- 2 サービス提供責任者 1名以上
 - サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護、重度訪問介護及び同行援護の利用の申込み に係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行う
 - 3 居宅介護員等 常勤換算 2.5 名以上 (サービス提供責任者含む) 居宅介護員等は、障害者(児)の居宅介護、重度訪問介護及び同行援護の提供にあたる
- 4 事務職員 0名(常勤職員)

必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする
 - 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く

- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする
- 3 電話等により、緊急時24時間対応とする

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、葛飾区・足立区の全域とする

(指定居宅介護等の内容及び利用料等)

第 7条 指定居宅介護等の内容は次のとおりとする。指定居宅介護等を提供した場合の利用料の額は、公示

上の額とし、当該指定居宅介護サービス等が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。ただし、区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする

- 一 居宅介護
 - 1 身体介護:入浴、排せつ及び食事の介護、通院介助
 - 2 家事援助:調理、洗濯及び掃除等の家事、通院介助
- 二 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を有する障害者に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに 外出時における移動中の介護並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助

三 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者等に同行し、 移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他厚生労働省令で定める便宜を供与する

- 2 前条に定める通常の実施地域を越えて行う指定居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する
 - 1 実施地域を越えてから、片道おおむね1キロメートルあたり 100円
 - 2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、 支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意 する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする

(事業の主たる対象者)

第8条 事業の主たる対象とする障害を次のように定める

居宅介護:身体障害者(18歳未満の者を除く)

知的障害者(18歳未満の者を除く)

障害児 (18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者)

精神障害者(18歳未満の者を除く)

難病等対象者(18歳未満の者を除く)

重度訪問介護:身体障害者(18歳未満の者を除く)

知的障害者(18歳未満の者を除く)

精神障害者(18歳未満の者を除く)

難病等対象者(18歳未満の者を除く)

同行援護:身体障害者 (18歳未満の者を除く)

障害児(18歳未満の身体障害者及び難病等対象者)

難病等対象者(18歳未満の者を除く)

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅介護員等は、居宅介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速 やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない

(虐待の防止のための措置)

- 第10条 指定居宅介護事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止 に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町 村へ報告する
 - 2 虐待の防止に関する責任者を選定する。
 - 3 成年後見制度を周知するとともに、制度の利用に当たって必要となる支援を行う。

- 4 苦情解決体制を整備する。
- 5 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に(年1回以上)開催するととも に、新規採用時には必ず実施する。
- 6 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に(年1回以上)開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。

(身体的拘束等の禁止)

- 第11条 事業所は、居宅介護等の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないものとする。
- 2 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。
 - (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。
 - (2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。
- (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。
- 3 事業所は、身体的拘束等を行う場合は、管理者及びサービス管理責任者を含む3名以上で構成する組織体で判断し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録及び保管する。
- 4 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用可)を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施する。 等を記載する。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、 その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営についての留意事項)

第11条

- 1 指定居宅介護事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する
 - 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年12回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった 後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社わかばケアセンターと事業所の管理者 との協議に基づいて定めるものとする

附 則

- この規定は、令和5年5月1日から施行する
- この規定は、令和7年4月1日から施行する